

## 日本国憲法の精神と教育の条理に基づく教育の尊重を求める声明

教育基本法「改正」法の成立にあたり、政府・与党に対して抗議するとともに、日本国憲法の精神と教育の条理に基づく教育を尊重することを訴えます。

2006年12月15日、参議院本会議は、徹底審議を求める多くの国民の声を無視し、政府提出「教育基本法の全部を改正する法案」を可決・成立させました。教育界・教育学界の多数の反対にもかかわらず、政府・与党がこのような法案を可決・成立させたことに強く抗議します。

現行の教育基本法は、戦前の教育が日本の軍国主義と極端な国家主義に奉仕したことを真剣に反省し、平和と民主主義、そして個人の尊厳の実現を求める日本国憲法の精神を体現して制定された文字通り、教育の憲法であり、準憲法的な性格をもつものです。今回の「改正」によって、現行教育基本法の精神が大きく削ぎ落とされることになったことは否定できません。

しかし、「改正教育基本法」の解釈・運用にあたっては日本国憲法の精神・理念に基づき行われなければなりません。また、関連する法律(33本)をはじめ、学習指導要領等の改定が行われますが、いずれの場合にも憲法の精神に則って改定することが求められます。

今後、改正法に基づく行政が展開することになりますが、その際には日本国憲法の精神と教育の条理に即した教育を実現することがますます求められます。民主主義的な教育の理念・精神を実現する闘いは、これからが正念場です。

今回の教育基本法「改正」論議のなかで多くの国民の民主主義的な教育を求める声が広がりました。民主主義的な教育を引き続き求める取り組みをさらに自覚的に追求するための努力を呼びかけます。

2006年12月20日

中京女子大学教職員組合集会